

高年齢虐待防止のための養護者支援 —養護者の認知を理解することの意味と支援—

○淑徳大学 山口光治 (2415)

〔キーワード〕 高年齢虐待、養護者支援、認知行動療法

1. 研究目的

「高年齢虐待の防止、高年齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高年齢虐待防止法」という）が施行されて6年が経ち、養護者による高年齢虐待の相談・通報対応件数は25,315件(平成22年度)となった。また、事実確認調査の結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下「虐待判断事例」という）は、16,668件となっている。そして、その虐待判断事例のうち32.5%が被虐待高年齢者を保護するために虐待者との分離を行い、59.3%が分離をせずに養護者に対する助言・指導やケアプランの見直しによる介護保険サービスの継続利用、新たに介護保険サービスを利用するなどの方法で対応している。

高年齢虐待への対応は、まず被害を受けている高年齢者の安全確保を最優先し、さらに、虐待の未然防止や再発防止のために虐待をしている養護者にかかわる必要がある。本研究は、その場合に、虐待をしている養護者へどのようにかかわっていくのか、その養護者支援方法を検討することを目的に、これまで検討してきた成果の一部を報告するものである。

2. 研究の視点および方法

高年齢虐待の養護者支援については、虐待が発生する環境的な要因（例えば、介護負担やストレス、失業、精神疾患など）に対し、ケアマネジメントによる支援がすでに行われている。しかし、それのみで虐待防止にアプローチできるとはいいがたい。本研究は、虐待をしている養護者自体が変化しうる可能性をもった存在であり、かかわりによって変わりうる存在と肯定的に捉えて、養護者自身に働きかける支援方法を構築しようとするものである。

そのために、高年齢虐待防止実践に携わる各地の地域包括支援センター職員へのインタビュー調査を行い、地域で実践しているデータを集め、比較や分析を繰り返し、データを積み上げていく循環的な取り組みを行った。加えて、そのデータについて社会福祉士らによる検討グループを組織し、検証を行った。

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、目的に合致した必要最小限の個人情報に限定し、調査目的とデータの使用目的を十分に説明したうえで同意を得て実施した。また、データの管理は十分な秘密保持の配慮を行い、個人が特定されないようにした。

4. 研究結果

(1) 虐待の発生要因と虐待行為を起こす原因

虐待が発生する要因として挙げられるのは、例えば、高年齢者側に関する要因として認知

症状、要介護状態、高齢者の態度などであり、虐待者に関する要因として介護負担、ストレス、健康問題、精神疾患、アルコール依存、借金などがある。さらに、そこに環境要因である、二者間の関係史、家族間の問題、貧困問題、リストラ・失業、住居問題などが背景として存在している。しかし、それらの要因があるからといって必ずしもどの養護者も虐待行為へと至るとは限らない。むしろ、その要因に対する養護者自身の意味づけや考えが影響すると考えられる。つまり、最終的に虐待行為へと至るのは、養護者自身の信念（考え方）が影響しているのではないか、ということがわかった。

（2）養護者自身の認知を理解することが養護者支援の第一歩

意識しているか、意識していないかは別として、人間はそれぞれに考え方があり、それに基づき行動している。つまり、人はみな思考の原則を持っているといえる。虐待をしている養護者を観察すると、高齢者との間で、何らかの出来事が起きたとき、怒りとともに虐待行為が行われていることが読み取れる。しかし、その虐待行為は、怒りとともに反射的に行っているのではなく、何らかの考えに基づいて、虐待行為を選んでいることも垣間見える。養護者が虐待に至ったいくつかのきっかけとその結果である感情、行為を分析していくと、その養護者独自の共通の考え方を把握することができ、それは支援にあたっての養護者理解に不可欠なことである。

5. 考察

ソーシャルワークは、「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。」（IFSW ソーシャルワークの定義）。高齢者虐待の養護者支援においては、養護者の環境側の生活課題に対し社会資源を調整するケアマネジメントの支援を行うとともに、養護者自身の内的側面にもアプローチしていく必要性がある。この際に参考となるのが認知行動療法の方法であり、その理論的枠組みを用いると養護者理解に役立つ。身近に何らかの出来事が起き、信念によって結果（感情、行動）へと至るといふ、アルバート・エリスのABC理論に照らすと、高齢者の言動によって養護者の持つ信念から怒りの感情と虐待行為が発生すると分析することができる。そうであれば、虐待に至る信念が健康的な信念へと変わっていくことにより虐待行為は起こらないと考えられ、そのような支援の可能性が考えられる。

そして、その方法は、人間はかかわりによって変わりうる存在であるというソーシャルワークの視点が土台となる。高齢者虐待防止実践において養護者の考えが「変わる」ことを支援することは簡単なことではない。しかし、養護者とともに歩む支援者の協働の過程により、それは可能となるのではないだろうか。

養護者支援は、社会環境側へのアプローチとあわせて、養護者の内面に対しても働きかけていくことが連動していく必要がある。今後、更に具体的な養護者支援方法の構築に向けて検討を重ねていきたい。

付記：本研究は平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究(C)の助成を受けて実施している。